

古物営業許可申請に必要な書類一覧【法人用】

申請書	様式等	記載要領・注意点など
古物商許可申請書	別記様式第1号その1 (ア)	住所、氏名等は住民票に記載されたとおり省略せずに記載する。
	別記様式第1号その1 (イ)	法人の代表者等が1名の場合には添付は必要ありません。
	別記様式第1号その2 (主たる営業所等)	建物の名称等は賃貸契約書等に記載されたとおり省略せずに記載する。
	別記様式第1号その3 (その他の営業所等)	営業所が複数ある場合には、その数だけ必要です。 その他の営業所が無い場合は省略。
	別記様式第1号その4	ホームページ利用取引の有無にかかわらず作成する。

添付書類	記載要領・注意点など
法人の登記事項証明書	法人履歴事項全部証明書
法人の定款	コピー可。末尾に【以上、原本と相違ありません。令和〇年〇月〇日 代表取締役〇〇〇 代表者印】と朱書きし押印すること。
略歴書 【役員全員分・管理者】	直近5年間の略歴を記載したもの。 空白の期間が生じないように記載すること。
住民票の写し 【役員全員分・管理者】	本籍(外国人は国籍)が記載されたもの。 マイナンバー(個人番号)は記載されていないもの。 住所地の市区町村で発行。
市町村発行の身分証明書 【役員全員分・管理者】	禁治産者(被後見人)、準禁治産者(被補佐人)、破産者でない旨が記載されたもの。 本籍地の市区町村で発行。
誓約書 【役員全員分・管理者】	役員に係る古物営業法第4条第1号から第8号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約したもの(役員用)。 管理者に係る古物営業法第13条第2項各号に掲げるもののいずれにも該当しないことを誓約したもの(管理者用)。
URL使用権限疎明資料	①プロバイダやサイトの運営者から交付された証明書。又は、URLの割当てを受けた際の通知の画面をプリントアウトしたもの。 ②インターネットで「ドメイン検索」「WHOIS検索」等を実施し、検索結果の画面をプリントアウトしたもの(ドメイン名と組織名が申請者と一致するものに限り)。 ※URL全文字が表示されており、公的な証明書と氏名・住所・生年月日等の個人情報が一致し、登録が完了していることが明記されていれば、①又は②のいずれか一つでよい。 上記の証明書等が用意できない場合は、 ③URL全文字及びアカウント名が一緒に表記されているマイページ等の画面をプリントアウトしたもの ④アカウントのプロフィール情報を表示させた管理ページ等をプリントアウトしたもの ⑤サイトの運営者に使用証明書の発行を求めたが断られた際のメールの写し(サイト運営者からの返信に「URL全文字」と「申請者氏名(アカウント名不可)」が明記されているものに限り) 以上③～⑤の提出をお願いします。また、不明瞭な点がある場合は、窓口でマイページ等の画面への接続を確認することもありますので、ご了承下さい。
(古物営業法上の注意点)	※古物営業法第12条第2項関係 古物商は、ホームページ等を利用して古物の取引をしようとするときは、その取り扱う古物に関する事項と共に、その「氏名又は名称」、「許可をした公安委員会の名称」及び「許可証の番号」を当該ホームページに表示しなければならないとされています。
営業所の範囲を示す見取図	複数の古物商が同一の事業所で営業する場合に限り、添付すること(営業所の範囲を明確にする必要があるため)。
在留カードのコピー	外国人の場合は添付すること。
手数料	銀行等で1万9,000円分の沖縄県証紙を購入して納付書に貼付け提出。収入印紙は使用不可。

★申請書1通を提出して下さい。

★申請者以外の者が申請書を提出する場合には、委任状が必要です。

★添付書類は、発行から3ヶ月以内のものを使用して下さい。

<p>問合せ先 沖縄県警察本部生活安全企画課(古物商担当) 098-862-0110 内線番号(3044, 3045)</p>
